

高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知競馬場遊具広場整備業務委託

(2) 事業の目的

高知県競馬組合（以下「組合」といいます。）が運営する高知競馬場では、昭和60年の開場以来、初めての大規模な改修工事を進めており、令和3年度はその第2期に当たり、スタンドや厩舎の整備と併せて外構の整備を計画しています。

本件は、施設改善計画の一環として、老朽化した遊具を全面的に再整備し、幅広い層が楽しめて憩える地域活性化につながるような遊具広場を設置することで、高知競馬場の魅力の一層の向上を図ることを目的としています。

(3) 事業内容

別添「高知競馬場遊具広場整備業務委託仕様書」に基づき、次のアからウまでの業務を行います。

ア 遊具広場の整備

(ア) 遊具広場レイアウトの作成

対象年齢は0才から小学6年生まで、利用人数は大人と子ども合わせて100人以上とし、年齢に応じたエリアに区分するとともに、親子がふれあい、一緒に遊ぶことのできるレイアウトを作成します。

(イ) 遊具等の調達、整備

(ア)で提案のエリア分けに適した遊具を選定し、調達、整備します。

(ウ) 遊具等の清掃、点検等のマニュアル作成

来場者が安全・安心に遊具等を使用するために、組合管理者（以下「管理者」といいます。）が実施する遊具等の清掃、点検等のマニュアルを作成します。

(エ) 遊具広場保守計画の作成

遊具広場を安全・安心な状態に保つため、遊具等の修繕や消耗品の入替え等の10年間の計画及びランニングコストを算出します。

イ 担当職員との協議、立会い等

必要に応じて組合の担当職員と協議、報告、立会いを行い、業務を進めること。

ウ 納品・搬入・整備作業時間についての協議

遊具等納品日は令和4年12月を予定しており、作業時間は原則として午前9時から午後5時までを見込みますが、高知競馬場改修に係る他の工事との調整が必要なため、詳細の日程については、別途担当職員と協議の上、作業時間を決定してください。

(4) 委託期間

契約締結日から令和4年12月20日(火)まで

2 見積限度額

199,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」といいます。）と次点者を選定します。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と組合は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」といいます。）を行うものとします。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みますが、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて組合と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

(1) 単独企業による参加

単独企業による参加者の資格要件は次のアからクまでのとおりとします。

ア 公共施設、大型商業施設等において、過去10年（平成23年4月1日から本件公告の前日まで）の間に供用を開始した遊具広場又はキッズスペース（新設又はリニューアル等を問わない。）について整備した実績を有すること。

イ 高知県の令和3年度から令和5年度までの競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 参加申込時点で、高知県物品購入等関係指名停止要領又はその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

オ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

カ 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

キ 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ク 県外企業（高知県外に主たる営業所を有する企業をいう。以下同じ。）にあっては、県内企業（高知県内に主たる営業所を有する企業をいう。以下同じ。）と連携して施工する体制を整えることができること。

(2) 共同企業体による参加

共同企業体による参加者の資格要件は次のアからキまでのとおりとします。

ア 共同企業体の各構成員が(1)のイからキまでの要件の全てを満たし、共同企業体の各構成員のうち1者以上が(1)のアの要件を満たすこと。

イ 構成員間で、高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成16年4月28日付け16高建管第67号土木部長通知）別記様式に準じた共同企業体協定書を締結していること。

ウ 共同企業体の構成員の数は、原則として2者又は3者とする。この場合において、共同企業体の構成員のうち1者（共同企業体の構成員の数が3者である場合にあっては、2者）は県内企業とすること。

エ 共同企業体の構成員の中で最大の施工能力、施工実績等を有する者を代表構成員として選任すること。この場合において、共同企業体に対し高知県競馬組合管理者が行う行為は、すべて当該共同企業体の代表構成員を相手方とするこ

と。

オ 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとし、このうち代表構成員の出資比率は、構成員中最大又は同等とすること。また、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の(ア)及び(イ)に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とすること。

(ア) 2者 30%

(イ) 3者 20%

カ 各構成員は、連帯してその責任を負うこと。

キ 各構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での参加はできないこと。

6 説明会

(1) 日程

令和3年12月17日(金)10時30分から90分程度

(2) 場所

高知県競馬組合事務所2階会議室(高知県高知市長浜宮田2000番地)

(3) 説明会に出席する場合について

別紙1により、令和3年12月14日(火)17時までに、電子メール(送信先アドレス:m.inoue@keiba.or.jp)でお申込みください。なお、会場の都合により1参加者当たり3名までの参加としてください。

(4) 説明会を欠席する場合について

欠席する場合についても、別紙1を提出してください。なお、説明会への出席は本プロポーザルの参加要件ではありません。また、欠席したとしても審査には影響はありません。

7 質疑と回答

質疑は、令和3年12月24日(金)17時までに別紙2により郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)又は電子メール(送信先アドレス:m.inoue@keiba.or.jp)で受け付けます。電子メールによる場合は、必ず電話(088-841-5123)により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和3年12月28日(火)までに高知競馬公式ホームページ(<http://www.keiba.or.jp/>)に掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、プロポーザル参加申込書(別紙3)及び法人概要書(別紙4)に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって必要な提出書類、提出期限等、資格要件の確認及び資格要件が満たなかった者に対する理由説明は次の(1)から(4)までのとおりとします。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(別紙3)

イ 法人概要書(別紙4)(共同企業体による参加の場合にあっては、構成員全員分)

ウ 法人の納税証明書(共同企業体による参加の場合にあっては、構成員全員分)

エ 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書(共同企業体による参加の場合にあっては、構成員全員分)

オ 公共施設等における遊具広場又はキッズスペースの整備実績(任意様式。契約の相手方及び契約金額を記載すること。)

カ 県外企業単独による参加の場合にあっては、県内企業と連携して施工する体

制が分かる施工体系図（案）

キ 共同企業体による参加の場合にあっては、5の(2)のイに規定する共同企業体協定書

(2) 提出期限等

ア 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明に限りします。）

イ 提出期限

令和4年1月4日(火)17時（必着）

ウ 提出先

〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地

高知県競馬組合事務局総務企画課

担当者 企画調整班長 井上 政彦

電 話 088-841-5123

(3) 資格要件の確認

提出先の事務局総務企画課において、提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年1月7日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により管理者に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザルに関する企画提案書作成要領のとおり。

10 審査

別途定める高知競馬場遊具広場整備業務委託プロポーザル審査要領のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和4年3月28日(月)に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

日程	内容
令和3年12月8日(水)	募集要領の公示
令和3年12月14日(火)	説明会参加申込締切
令和3年12月17日(金)	説明会
令和3年12月24日(金)	質疑書提出締切
令和3年12月28日(火)	質疑書への回答期限
令和4年1月4日(火)	参加申込書提出締切
令和4年1月7日(金)	参加資格要件確認通知
令和4年3月8日(火)	企画提案書提出締切
令和4年3月中旬～下旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和4年3月28日(月)	審査結果通知
令和4年4月上旬	契約締結
令和4年4月中旬	着工
令和4年12月20日(火)	検査、引渡し

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（組合内及び審査委員会での使用に限ります。）。
- (3) 提出された企画提案書は、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項第3号の規定を参考に非開示となりますことから、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に同条例を参考に組合が客観的に判断するものとします。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

14 お問合せ先

高知県競馬組合事務局総務企画課 企画調整班長 井上 政彦
 住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
 電話：088-841-5123
 電子メール：m.inoue@keiba.or.jp

15 その他

- (1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の組合との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次のアからウまでに該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、組合職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合